

給与勧告・報告の骨子（平成 21 年）

滋賀県人事委員会

本年の給与勧告・報告のポイント

公民較差（ 0.46%）を解消するため、給料表を国に準じて引下げ改定、
持ち家に係る住居手当を引下げ
期末・勤勉手当（ボーナス）を民間の支給割合にあわせて 0.35 月引下げ
平均年間給与は、 15.4 万円（ 2.3%）

1 公民較差

(1) 公民較差

0.89% 3,527 円 [0.46% 1,849 円] (参考) 人事院勧告 官民較差 0.22% 863 円

【注】 [] 内は、平成 20 年度から平成 22 年度までにおける職員の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置前の額（率）である。以下同じ。

(2) 勧告の基礎となる公民較差

勧告の基礎となる公民較差は、社会一般の情勢に適應した職員の本来あるべき給与水準を明らかにするため、特例条例による減額措置前の較差とする。（ 0.46% 1,849 円）

(3) 改定

0.47% 1,861 円（内訳：給料月額 706 円 住居手当 1,117 円 はね返し分(注) 38 円）

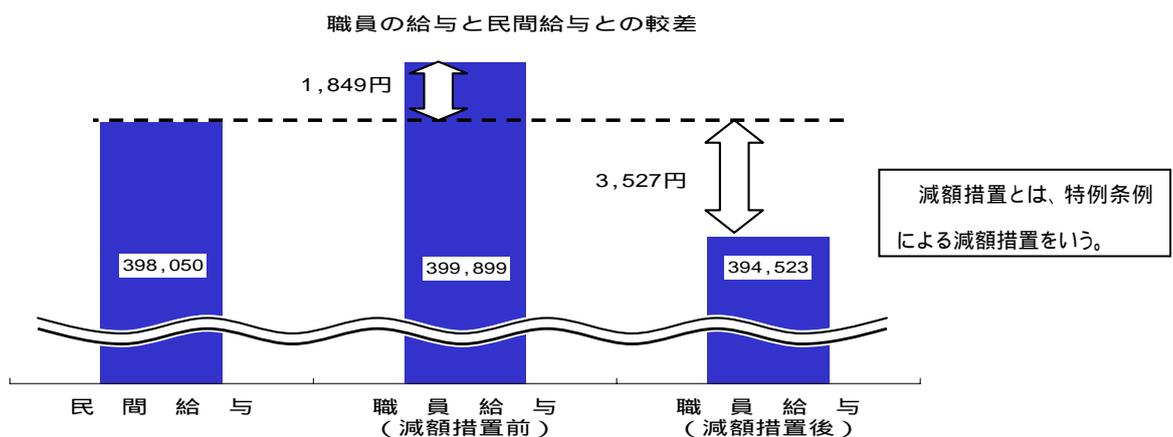
(注) 地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

(参考)

・現 行 平均給与月額 394,523 円 [399,899 円] 改定後 平均給与月額 392,692 円 [398,038 円]

・平均年間給与は、特例条例による減額措置後で 6,596,220 円が 6,442,371 円となる。（ 15.4 万円）

（行政職、平均年齢 43.8 歳）



2 改定等の内容

(1) 給料表 国に準じて引下げ改定（医療職給料表(1)については、人材確保の観点から改定なし）

初任給を中心とした若年層を除き、すべての給料月額を引下げ

(2) 期末・勤勉手当 国に準じて改定

民間の支給割合（4.16月）に見合うよう0.35月引下げ（年間支給月数4.50月 4.15月）
（本年については、6月期の凍結分（0.20月）を引下げ分に充当し、12月期を0.15月引下げ）

(3) 住居手当 引下げ改定

- ・ 持ち家に係る住居手当 月額 4,500 円 月額 2,200 円
- ・ 単身赴任者の持ち家に係る住居手当 月額 2,200 円 月額 1,100 円

(4) 実施時期等

- ・ 条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分の調整については、特例条例による職員の給与の減額措置により、すでに解消されている状況にあると認められることから、国と同様の調整措置は不要

3 その他

(1) 人事評価制度の確立

引き続き、公正性や納得性の高い人事評価制度の確立に向けた取組みを進めることが必要

(2) 教員給与の見直し

義務教育等教員特別手当の改定に当たっては他の都道府県の動向に留意することが必要

(3) 時間外勤務の縮減

- ・ 労働基準法の一部改正に伴い、時間外手当の支給割合の引上げ等について、所要の措置が必要
- ・ 引き続き、管理職をはじめ職員一人ひとりの強い自覚のもと、目に見える縮減に向けて、全職員が一丸となって取り組むことが必要

(4) メンタルヘルス対策の充実

総合的かつ体系的なメンタルヘルス対策の一層の充実に努めることが必要

(5) 人材育成の推進

自律型人材育成制度については、試行等を通じて運用上の問題点の検証を行いつつ、組織全体で実効ある取組みを行うことが必要

(6) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

- ・ 引き続き、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備を進めていくことが必要
- ・ 女性職員の登用や職域の拡大にも引き続き努めることが必要

(7) 高齢期の雇用問題

国の動向に留意することが必要